

令和 5 年 6 月 9 日 開 会

定 例 市 議 会 議 案

草 津 市

提出議案

議第36号	令和5年度草津市一般会計補正予算（第2号）	
議第37号	令和5年度草津市学校給食センター特別会計補正予算（第1号）	
議第38号	令和5年度草津市水道事業会計補正予算（第1号）	
議第39号	草津市税条例の一部を改正する条例案……………	2
議第40号	草津市手数料条例および草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部 を改正する条例案……………	6
議第41号	草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例案……………	8
議第42号	草津市産業振興条例案……………	10
議第43号	草津市都市公園条例および草津市立ロクハ公園駐車場条例の一部を改正す る条例案……………	14
議第44号	財産の交換につき議決を求めることについて……………	16

議第 39 号

草津市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第34条の10第2項中「または」の右に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「もしくは市民税に充当し」を「、個人の市民税もしくは森林環境税を納付し、もしくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、もしくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項および前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項または法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「もしくは第2項」を削り、「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、および徴収する場合にあわせて賦課し、および徴収する。

第41条中「および」を「、個人の」に、「の合算額」を「および森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第44条第1項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の右に「（これとあわせて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項および第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「前項」を「同項」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項および第6項中「によつて」を「により」に改める。

第47条第1項中「特別徴収税額の」を「特別徴収税額を」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「法第17条の2の規定によつて」を「法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、または納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項各号列記以外の部分中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「および均等割額」の右に「(これとあわせて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条および第47条の5において同じ。)」を加え、「によつて徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「年金所得者に係る」を「年金所得に係る」に、「によつて」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「法第17条の2の規定によつて」を「法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、または納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号二中「および」を「、」に、「解放」を「開放」に改め、「3輪のもの」の右に「および道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

付則第12条の2の2第4項および第13条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の10第2項ならびに第38条の見出しおよび同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定ならびに第41条、第44条、第47条、第47条の2および第47条

の6の改正規定ならびに付則第12条の2の2第4項および第13条の2第3項の改正規定ならびに次条第1項ならびに付則第3条第1項（この条例による改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）付則第13条の2第3項に係る部分に限る。）および第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第36条の3の2の改正規定および次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の草津市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき草津市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条第1号ニおよび付則第13条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第12条の2の2第4項の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議第40号

草津市手数料条例および草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例
案

上記の議案を提出する。

令和5年6月9日

草津市長 橋 川 渉

草津市手数料条例および草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例

(草津市手数料条例の一部改正)

第1条 草津市手数料条例(昭和53年草津市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1項各号列記以外の部分中「「個人番号カード」という。)」の右に「または、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(以下「移動端末設備」という。)」を加える。

別表第3項中「個人番号カード」の右に「または移動端末設備」を加え、「(住民票の写しの交付に限る。)」を削る。

別表第18項中「個人番号カード」の右に「または移動端末設備」を加える。

(草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部改正)

第2条 草津市印鑑の登録および証明に関する条例(昭和54年草津市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書または同法第35条の2第6項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議第 4 1 号

草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例

草津市医療費特別助成条例（昭和５３年草津市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「小中学生」の右に「および高校生等」を加える。

第２条第２号中「小中学生」の右に「および高校生等」を加え、「１５歳」を「１８歳」に改め、同条第１０号および第１１号中「小中学生」の右に「および高校生等」を加える。

第３条第１項中「（小中学生のうち、１２歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から１５歳に達する日以後の最初の３月３１日の間にある者にあつては、入院に係るものに限る。）」を削り、同条第２項第１号中「１２歳」を「１８歳」に改め、同項第２号中「小中学生のうち１２歳に達する日以後の最初の３月３１日を経過していない者」を「小中学生および高校生等」に、「１２歳」を「１８歳」に改める。

第４条第１項ただし書中「小中学生のうち、１２歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から１５歳に達する日以後の最初の３月３１日の間にある者である場合または」を削る。

第７条第２項中「小中学生」の右に「および高校生等」を加える。

付 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和５年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例の施行の日前に行われた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の草津市医療費特別助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第42号

草津市産業振興条例案

上記の議案を提出する。

令和5年6月9日

草津市長 橋 川 渉

草津市産業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の産業振興に関する基本理念を定め、産業振興に関わる者の役割を明確にすることにより、近畿圏と中部圏の結節点として交通網が充実し、人・物・情報の交流が盛んである本市の立地特性を生かした産業振興の施策を総合的に推進し、本市経済の発展および市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で事業活動を行う個人および法人をいう。
- (2) 産業振興団体 商工観光関連団体その他の本市産業の振興に資する活動を行う団体をいう。
- (3) 金融機関 事業者と取引を行う銀行、信用金庫、信用組合、その他の金融機関および信用保証協会をいう。
- (4) 教育研究機関 大学その他の教育機関または本市産業の振興に資する研究を行う機関をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者または市内で活動する者をいう。
- (6) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者(次号に掲げる者を除く。)をいう。
- (7) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項の小規模企業者に該当する事業者をいう。

(基本理念)

第3条 産業振興は、古くから交通の要衝として発展を続け、多様な人・物・情報の交流により幅広く産業が発展してきた本市の特性に鑑み、地域資源を最大限に活用することにより新たな価値を創出し、持続可能な未来を創造していくため、事業者自らの創意工夫および自助努力を基本とし、産業振興に関わる者がそれぞれの役割を果たしながら、相互の密な連携および協働のもとで推進されるものとする。

(産業振興計画の策定)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、産業振興計画を策定するものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、自らの事業の創造、発展および安定ならびに経営の強化に努めるとともに、雇用の創出および人材の育成に努めるものとする。

2 事業者は、地域社会を構成する一員として、自らの事業活動と市民生活との調和を図りながら、地域社会の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

(産業振興団体の役割)

第6条 産業振興団体は、事業者の経営相談および有用な情報の提供を行うことにより、事業者の事業活動および創業を支援するよう努めるものとする。

2 産業振興団体は、産業振興を目的とした事業の実施および市が実施する産業振興の施策への協力を通じて、地域社会の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、事業者の資金需要に対する適切かつ円滑な資金の供給および経営支援を行うよう努めるものとする。

2 金融機関は、自らの事業活動およびまちづくりに関する活動を通じて、地域社会の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

(教育研究機関の役割)

第8条 教育研究機関は、産業振興を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

2 教育研究機関は、研究成果等の普及および活用を通じて、地域社会の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、自らの消費行動等が本市経済の発展に貢献することを理解するとともに、事業者による事業活動が地域社会の持続的な発展に貢献していることを認識し、産業振興に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第10条 市は、第3条に定める基本理念および第4条に定める産業振興計画に基づき、産業振興の施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、産業振興の施策を実施するため、必要な体制の整備を行うものとする。

3 市は、産業振興の施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、国、県等との連携を図るとともに、産業振興に関わる者の相互の連携および協働を促進するものとする。

5 市は、産業振興の施策を実施するに当たっては、本市経済の発展に重要な役割を果たす中小企業者および小規模企業者の振興に積極的に取り組むものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議第43号

草津市都市公園条例および草津市立ロクハ公園駐車場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年6月9日

草津市長 橋 川 渉

草津市都市公園条例および草津市立ロクハ公園駐車場条例の一部を改正する条例案

(草津市都市公園条例の一部改正)

第1条 草津市都市公園条例（昭和63年草津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「ロクハ公園、」を削る。

(草津市立ロクハ公園駐車場条例の一部改正)

第2条 草津市立ロクハ公園駐車場条例（昭和63年草津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定の手続きその他指定管理者に管理業務を行わせるための準備行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

議第44号

財産の交換につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年6月9日

草津市長 橋 川 渉

財産の交換につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を交換することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

交換に供する財産

種類 土地

地番 草津市野路町字金鉄落3025番

地目 公園

面積 1,100.29平方メートル

価格 105,132,709円

交換により取得する財産

種類 土地

地番 草津市矢橋町字奥ノ沢340番 他2筆

地目 公園

面積 3,442.35平方メートル

価格 81,583,695円

交換の相手方

大阪府大阪市北区本庄西三丁目9番3号

ニプロ株式会社

代表取締役社長 佐 野 嘉 彦

交換差額の補足

ニプロ株式会社は、市に対し、交換差額金23,549,014円を支払うものとする。